

令和 6 年 1 月 5 日

一般社団法人広島県旅行業協会正会員、協力会員 各位  
協同組合広島県旅行業協会組合員、賛助会員 各位

一般社団法人広島県旅行業協会  
会 長 花 岡 正 雄  
協同組合広島県旅行業協会  
理事長 三 輪 敦 朗

### 事務局業務時間の変更について(ご連絡)

新年のお慶びを申しあげます。令和 6 年におきましても諸事業にご参画くださいますようお願いいたします。

さて、広島県旅行業協会事務局(一般社団法人全国旅行業協会広島県支部事務局機能を含む。)は、次のとおり事務局業務時間を変更することといたしました。

各位への対応等についてご迷惑をお掛けすることとなり誠に申し訳ございませんが、何とぞご理解賜りご高承くださいますようお願い申しあげます。

#### 記

#### 1. 事務局業務時間の変更開始日

令和 6 年 3 月 11 日(月)開始

#### 2. 新しい事務局業務時間

平日の 10 時から 17 時まで

\*12 時から 13 時までは休憩時間となります。

\*土曜日・日曜日・祝祭日は休業となります。

#### 3. 業務時間外等の対応について

##### (1) 一般社団法人広島県旅行業協会(一般社団法人全国旅行業協会広島県支部)

電話 082-264-3189 は、原則として、午前 9 時頃から業務開始時刻まで、及び、業務終了時刻から午後 5 時 30 分頃まで、専務理事が転送電話で対応することといたします。

事務局休業日は緊急連絡を除き対応いたしません。

##### (2) 協同組合広島県旅行業協会

業務時間外の組合業務は行いません。

電話 082-264-4585 は、時間外転送等の対応は行いません。

#### 4. その他

(1) 業務時間内であっても銀行入出金等により一時的に不在のときがあります。

(2) 来客等により電話応答ができないときがあります。

(3) 転送電話の対応ができないときがあります。

以上